

第9回 井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会

会 議 録

日 時	令和6年5月22日（水） 午後6時30分～午後7時30分
場 所	井泉公民館 講堂
委 員	鳥海委員長、藤間副委員長、高野副委員長、蓮見委員、野中委員、平野委員、福地委員、今成委員、田口委員、細村委員、齋藤委員、栗原委員、島村委員
事 務 局	橋本学校教育部長、米花教育総務課長、蓮見学校教育課長、佐藤生涯学習課長、平川教育総務課総務係長
会議の内容	1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議事 (1) 各専門部会の進捗状況について (2) 校章デザインの投票案について (3) 校歌の制作について (4) その他 5 閉会

会 議 録

1 開 会	司 会	第9回井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会を開会する。
2 あいさつ	委員長	<鳥海委員長あいさつ>
3 自己紹介	司 会	新年度になり交代した委員もいるので、改めて委員の皆様から自己紹介をいただきたい。 <委員自己紹介> <事務局自己紹介>
4 議事 (1) 各専門部会の進捗状況について	司 会 委員長	議事については鳥海委員長にお願いする。 議事に入る。本日の会議の目的は、各専門部会の進捗状況の確認と、校章デザインの投票案及び校歌の制作についてである。

	議事（１）各専門部会の進捗状況について各専門部会長から説明を求めた。 平野部会長 通学部会の進捗状況についてである。 第８回会議を１月２４日水曜日、第９回会議を４月１７日水曜日に開催した。部会としての決定事項は、次のとおりである。 羽生東小スクールバス運行業務については、実績、安全対策及び緊急時の対応など、価格以外の要素を含め総合的に評価し、最も適した事業者を選定するため指名型プロポーザル方式を実施した。 プロポーザル審査委員会委員の選定選出について、１２月１３日に開催した再編成準備委員会でプロポーザル審査委員に通学部会から保護者代表と校長先生代表を選出することとなり、平野部会長と今成校長先生を代表として選出することとなった。 契約事業者は、プロポーザル審査の結果、株式会社協同バスとなった。 スクールバス運行委託契約金額は、バス４台、５年間の総額で２億４０６万１,０００円である。 運行予定車両は日野自動車リエッセⅡ、乗客２８人、乗務員１人の２９人乗りのマイクロバスである。 主要装備は、運転席で操作する自動扉のほか、株式会社協同バスが独自に開発した置き去り防止安全装置を備えている。 （１）スクールバスの運行体制について ①安全運行方法・人員体制について 安全確認は運転士が行う。乗車確認方法は、乗車名簿に運転士が乗車チェックし、学校到着時にこれを先生に渡す。先生は乗車名簿と下車する人を照合し、確認する。 ②学校及び保護者に対する連絡調整、欠席者及び乗り遅れ児童の対応について 欠席などの連絡は、保護者からバス会社に電話連絡してもらう。バス会社からスクールバスへの
--	--

		連絡は無線で行う。緊急時（バス車内での病気・ケガ等）の場合は、まず運転士がバス会社に連絡し、バス会社から学校、保護者へと連絡する。 （２）緊急時の対応について ①運行中に事故が発生した場合の対応について 運転士は安全に停車した後、相手方や児童のケガの有無やバスの位置を確認し、無線で営業所へ連絡を入れる。営業所は消防、警察、市や学校へ連絡し、運行管理者が現場へと急行する。その間も、運転士と営業所が連絡を取りながら対応することとなる。 ②運行中に何らかの事由により運行が不可能となった場合の対応について 基本的には、すぐに代替車両を手配することとなる。応急修理が可能な場合、代替車両が間に合わない場合に備えて、メカニックを現地に派遣する。 また、タクシーを手配した場合の所要時間を比較し、適切な方法を選択することとなる。 （３）乗降管理システムについて 児童の氏名、学年、バス停の位置を記録したＩＣカードを一人一人に配布する。これをバス乗降口に設置したカードリーダーにかざすことで、児童のバスの乗降確認を行う。登録された児童がバスに乗っていない状態でバスが発車したり、乗車した児童がバスを降りていない状況でバスが発車したりすると、警告音が鳴る。これにより、運転士は目視だけでなく、システムにより乗降確認ができるようになる。また、ＧＰＳによりバスの位置を監視するため、バスの現在位置や児童の乗車・降車状況を保護者、学校がリアルタイムで確認することができる。
	委員長	意見・質問を求めた。
	委員	バスに乗り遅れたことの確認問題は解消されたか。

	事務局 (教育総務課長)	児童一人一人がＩＣカードを持ち、バスに乗ったかどうかを保護者がスマートフォンで確認することができる。保護者が自らスマートフォンを確認しないといけないが、バスが出発したのに乗車になっていないと確認できれば、バス停までの間で何かあったのではないかと知ることができる。ただ、それに対してすぐ何か対応することはできない。バスも欠席連絡がないのに乗車してこないことに異変を感じることはできるが、定時で発車しなければいけないため、そこは保護者の方に、バスに乗るところまで確認していただきたいというお願いになってしまう。 今回このシステムが入ることで、より早い段階で保護者が気付くことができる部分では前進している。
	委員	赤字で書いてあった置き去り防止安全装置独自のシステムは、どれに該当するのか。
	事務局 (教育総務課長) 委員	ＩＣカードが該当する。
		システムの中で、無乗車状態でバスが発車すると、運転席から警告が出るということだが、無乗車で警告が鳴っていても定刻で行ってしまうのか。
	事務局 (教育総務課長) 委員	警告が鳴っていても定刻で発車する。
		それはどこにも連絡ができないから、警告が鳴り続けていても行くということなのか。運転士も分かっている、行ってしまうのか。
	事務局 (教育総務課長)	警告を消すことはできるが、バスは出発する。
		児童が連絡無く乗車していないことを運転士は把握できるが、定刻で行かざるを得ない。バス会社から直接保護者に連絡することはできないとのことで

	委員	ある。
	事務局 (教育総務課長)	その児童はどうなるのか。
	平野部会長	最終的に分かるのは、バスが学校に到着してからである。保護者がその前に確認をしてバス会社に直接連絡したり、学校の方に説明すれば、何かしらの対応を早急に行うことができる。
	委員	今の通学班にも集合場所があり、そこに集まる保護者同士でグループLINEを組んでおり、誰が遅れるかや、直接送っていくなど情報交換をしている。
	委員長	バス通学に関しても、各バス停に集まる親同士でそういったグループを作り、情報の共有を図りたいと考えている。
	委員長	他に通学部会の決定事項について意見はあるか。
	委員長	<特になし>
	事務局 (教育総務課長)	それでは、通学部会の決定事項を承認する。 次に、PTA部会について事務局からの説明を求める。
	事務局 (教育総務課長)	第8回会議を1月17日、第9回会議を4月10日に開催した。部会としての決定事項は、次のとおりである。 (1) 役員免除の扱いについて 協議の結果、役員免除の対象者は、学級代表を除く本部役員、おやじの会会員の配偶者、未就学児がいる家庭とした。 (2) 卒業アルバムについて 従来は、3校とも違う業者にアルバム作成を依頼している状況だったが、羽生東小学校の6年生になる現在の各校の5年生の写真を卒業アルバムに載せるためには、3校とも同じ業者にする必要

		がある。今年度から３校が同じ事業者になるように調整を図ることとなった。 第９回会議では、ＰＴＡ部会のこれまでの決定事項について確認を行った。 (１) ＰＴＡ事業について ＰＴＡ事業は交通安全母の会、人権研修、資源回収の三つをメインとし、その他の事業については学校からの要請に応じ、その都度協議して決定することとしている。 (２) ＰＴＡ会則等について 別に配布した報告資料の内容により協議を進めている。 (３) ジャージ、体操着について ①羽生東小学校の指定のジャージは、開校時には作成をせず、現在の３校の指定ジャージを引き続き使用するほか、市販のものを購入しても良いこととしている。体操着の半袖半ズボンは、現在無地で柄のない井泉小学校、三田ケ谷小学校の指定のものに合わせることにしている。 ②ジャージ体操着の名札の部分、取付け位置については表のとおりである。 ③名札の仕様について、標準仕様は記載のとおりである。校章については、名札には入れないことで決定した。 (４) 体育帽について 現在の井泉小学校のとおり、学年ごとに違うカラーを着用することとしている。 (５) その他 給食時のエプロン、水着等については、開校後に学校で決定することとした。 (６) 各ＰＴＡの解散・新校ＰＴＡについて ①ＰＴＡの解散については、各学校での対応とする。 ②新校ＰＴＡを設立するため、１会員当たり２，０００円を新予算として繰り入れることとする。
--	--	---

		③新校の役員案については、今後PTA部会で決定をしていく。 ④新校のPTA設立手続は、3学期のPTA時に書面決議により実施する。
	委員長	資料確認の上、意見・質問を求めた。
	委員	体育帽の色は順送りなのか。それとも、学年が変わっても同じ色を使い続けるのか。
	委員	毎年買い換えではない。同じ色を6年生まで使い続ける。
	委員長	他に通学部会の決定事項について意見はあるか。
		<特になし>
	委員長	次に、学校運営部会について事務局からの説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	第8回会議を2月7日、第9回会議を4月24日に開催した。部会としての決定事項は、次のとおりである。 校章デザインの公募結果について (1) 募集期間は、令和6年2月5日(月)から4月5日(金)までである。 (2) 公募の結果、応募作品数は138点であった。そのうち、応募条件を満たしたものは125点である。応募者の内訳は、記載のとおりである。 (3) 選定方法は、まず、学校運営部会の委員が全作品から10点ずつ選び、その後の会議でさらに絞り込み、再編成準備委員会に報告する作品を決定することとした。また、最終案は3校の児童の投票により決定することとした。 (4) 第一次選定作品数は、31点である。 各委員が、全ての作品の中から10点ずつ選び、

		2人以上の委員が選んだ作品とした。 (5) 第二次選定作品数は、5点である。 4月24日の第9回会議において、第一次選定作品の中から、再度、各委員が10点ずつ選び、得票数の多かった上位5作品を、第二次選定作品とし、再編成準備委員会に報告することとした。 4ページと5ページにある校章デザインが、第一次選考作品の31作品である。 このうち、赤枠で囲まれた作品が、第二次選考作品の5作品である。 校歌の制作方法について 2月7日の第8回会議では、 (1) 予算の見込みについて (2) 羽生市教育研究会の音楽部会長（羽生南小学校・清水校長）へのヒアリング結果について (3) 作詞・作曲候補者の選定について、事務局から説明をした。 会議では、音楽部会長のヒアリング結果などから、作詞・作曲はプロにお願いした方が良いという意見が多くあった。しかし、作曲者・作詞者の候補者を決定するには情報が少ないなどの理由から、再度、音楽を専門とする複数の先生方の意見を聞いた上で判断することとした。 校歌の制作について、学校運営部会としての決定事項は、次のとおりである。 (4) 校歌の制作時期について 遅くとも新校が開校してから2学期中に制作することとした。 (5) 羽生市教育研究会音楽部会での協議結果 音楽部会は、市内学校の音楽を専門とする先生たちの集まりである。4月10日に協議された結果、3つの案が提示された。 3つの案のうち、音楽部会が第1案としている案を、学校運営部会では採用すべき案と決定した。 小学校の校歌の実績が非常に多くあること、また、教科書に載る合唱曲をたくさん作曲してきた
--	--	---

(2) 校章デザインの投票案について		こと等を理由として、ふさわしいのではないかという結論となっている。
	委員長	資料確認の上、意見・質問を求めた。
	委員	5 作品のうち児童のものはどれか。
	事務局 (教育総務課長)	募集用紙 2 が井泉小の児童からの作品と思われる。
	委員長	各部会からの進捗状況の報告については以上とする。 次に、議事(2)校章デザインの投票案について事務局からの説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	議事(2)校章デザインの投票案について ①校章デザインの流れについて 学校運営部会の報告にもあったが、第一次選考、第二次選考を経て、5つの案に絞られている。 本日の再編成準備委員会では、3校児童が投票を行う校章デザインをどれにするか選考することとなる。 ②校章デザインの選定経過は、学校運営部会報告にあったとおりである。 ③ 学校運営部会の第二次選考作品が、こちらの5点になる。 なお、原案及び校章デザインの説明は、2枚目以降に記載している。 作品番号に一部訂正があり、作品番号2番と3番について、2枚目以降の原案は順番が逆になっている。選定の際は御注意いただきたい。 委員の皆様には、原案及び校章デザインの説明を御一読いただき、3校の児童が投票により決定する校章デザインを決定していただきたい。 また、投票する作品をいくつにするか、併せて協議をお願いしたい。

	委員長	資料確認の上、質問を求めた。
	委員	校章が使われる場所や場面はどういう所か。
	委員	体育館の袖幕や校舎に校章があるケースが多い。 また、名札や体育帽子、通知表に入っているケースもある。
	委員長	このまま五つを児童に選ばせるのか、あるいは、 この場でいくつかに絞った上で、子どもたちに投票 させるのか決めたいと思う。 大事な内容なので、委員一人一人に意見を伺いた い。
	委員	子どもの実態を考えた場合、絞った方が良い。三 つに絞った方が、子どもは選びやすい。
	委員	それぞれの良さがあるが、五つは子どもたちが選 ぶには多いという気がしている。
	委員	3校の児童は、何人もいない。五つあると意見が 割れてしまい、一つの答えが出ないかもしれないの で、数を減らしても良いのではないか。
	委員	学校運営部会で31案から5案に絞った際、票数 が僅差だった。そこからさらに絞るのは難しい。
	委員	125点あって、第1次審査で31点に減らし、 第2次審査で5点にまで絞ってくれた。それを我々 が絞るのは学校運営部会に申し訳ないので、5点で 良いのではないか。
	委員	五つの案とも甲乙付け難い思いがあるため、この ままで良いのではないか。
	委員	5点のままで良いという意見である。

	委員	5 点のままで良い。
	委員	せっかく絞った 5 点であるから、これで子どもたちに投票してもらえればと思う。
	委員	このままで良い。
	委員	子どもたちのことを考えると 5 点は多いのではないかな。
	委員	私はこの 5 点のままで良い。
	委員	ここから絞るのはつらい。5 点で良いのではないかな。
	委員長	最後に私の意見だが、学校運営部会でも苦勞して選んだと思っていて、本当は三つくらいの方が子どもも選ぶ側としては良いと思うが、このまま五つでも良いのではないかな。 学校運営部会では、本当はもっと絞りたいかったが、結局五つになってしまったという経緯もあるため、さらに意見をいただきたい。 今のところ 5 点でいこうという意見が多かったと思うが、いかがかな。
	委員	5 点では意見が割れると思う。 例えば、1 位が 5 0 票、2 位が 4 9 票、1 票しか違わなくても 1 位を優先するのか、ある程度事前にルールや基準を決めておいた方が良い。
	委員長	三つにしても、そのようなことは十分有り得るため、事前にこういう場合は必ずこうするという基準を伝えるのが良い。 行田の小学校で、僅差で 1 0 票しか違わなかったが、結局、多かった方に決まった。

		投票を行うに当たってのルールではないが、その後の選考はこうなると伝える必要がある。
	委員	選考基準だが、例えば過半数を過ぎるまで絞り込み、1回目の投票で1位2点など決め、また決選投票をやるというやり方もある。その辺は事務局や運営部会の方で決めた方が良い。意見が1回の投票で割れた時に、少ないがトップだったためこの校章に決まったというよりも、自分たちが選んで過半数以上を取ったという方が、子どもたちの結果が反映されるのではないか。そのような配慮をした方が良い。
	委員長	スケジュール的には問題ないのか。
	事務局 (教育総務課長)	校章のスケジュールについてはまだ余裕があるため可能だが、何回も投票して、子どもたちが飽きないか心配なため、そこは校長先生方に意見をいただきたい。
	委員	一番多いのを選ぶので問題ないと思う。 たとえ1票の差でも多い方を選ぶということが、ここで合意形成できれば良い。当日になって、1票しか差がなくてどう合わせるかよりも、事前にルールを決めておけば、子どもたち・保護者に説明がつく。
	委員	1位が同数だった場合は、決選投票をもう一度やるのか、それともその二つの案のまま、総合教育会議にかけるかなどルールをきちんとしておかないといけない。 やるのは1回で良いと思うが、同数だったとき、もう一度保護者に投げるのであれば2回になるし、そうでなければ1回になる。
	委員長	同数になる可能性もあるため、その場合のルールについても話し合うことで良いか。

(3) 校歌の制作について		今までの意見として、5案から子どもたちに投票してもらうことで決めて良いか。 <「はい」の発言あり> それでは、ルールを決めた上で、5案で投票することによって決定する。
	委員長	議事(3)校歌について事務局から説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	(3)校歌の制作について 学校運営部会報告にもあったが、校歌の制作方法については、市内小・中学校の音楽を専門とする先生たちに協議していただき、三つの案について、順位付けした上で、提示していただいた。 先生方の協議の結果は、第1案の橋本祥路氏に作詞・作曲を依頼する案が第1位順位となる。 理由としては、記載にあるとおり小学校校歌の作詞・作曲の実績が多いこと、小学校教科書に掲載されている合唱曲が多くあることなどである。 第2位が、松井孝夫氏に作詞・作曲を依頼する案、第3位が宮澤新樹氏(3校の校歌を作詞している宮澤章二先生の御子息になる。)に作詞を依頼する案となっている。 この結果を基に、学校運営部会では第1案の橋本祥路氏に作詞・作曲を依頼することを採用すべき案としている。 そこで、再編成準備委員会において、第1案の橋本祥路氏に作詞・作曲を依頼することとして良いか、協議をお願いしたい。
	委員長 委員	資料確認の上、意見・質問を求めた。 学校運営部会の方で採用した第1案で良いのではないか。

(4) その他	委員	依頼者への支払いはどうなるのか。
	事務局 (教育総務課長)	予算として作詞30万円、作曲30万円。作詞作曲合わせて60万円を確保している。その金額で受けてもらえるかは依頼してみないと分からない。
	委員長	橋本先生に依頼する第1案で良いか。
		<「はい」の発言あり>
	委員長	第1案で決定する。
	委員長	議事(4)その他で意見・質問を求めた。
	委員	三田ケ谷小学校、村君小学校の跡地利用の関係で、現状報告をさせていただきたい。 第8回会議の時に、年度内に策定方針を決定するという話で終了している。年内に協議して、年明けに基本方針の案を市長に報告をしたが、市長から少しスピード感が足りないと言われ、現在再調整中である。 令和6年度中は児童がいること、また、国の規制がかなり厳しい地域でもあるため、なかなか市長のスピード感で進めない部分があり、調整に難航している状況である。 そのため、市長も気にされている内容であることから、法令順守は当然だが、スピード感をもって進めたいと考えている。
	委員長	小学校の跡地利用について意見・質問を求めた。
	委員	具体的なことはまだ決まっていないのか。
	委員	具体的な話は決まっていない。児童がいるため、業者としても動けない現状がある。

	委員長	他に意見・質問を求めた。
	委員	閉校に関する式典は、事務局で何か考えているのか。それとも各学校に任せるのか。 地域の区長、歴代PTA会長はそれぞれ思い出があるため、閉校式典をやった方がいいと思う。井泉公民館には、井泉中学校閉校の時の式典記録が残っている。それに準じてやるかどうか資料を提示して、区長OB会の方々にも意見を伺おうと思っている。事務局として考えが決まっていれば伺いたい。
	事務局 (教育総務課長)	閉校式典関係については、各学校にお願いしている。 記念事業で何をやるかについては、各校で差がないように、調整をしながら行うことは把握しているが、それ以上のことは各学校で内容を詰めている。
	委員	現職のPTAだけで進めてしまうと、卒業生の思い出が反映されない可能性もある。実行委員会などを作ってやった方が良く思っているため、それも含めてOB会の時に提案してみようと考えている。
	委員	式典の中身はそろえられるところもあると思うが、各学校の事情が違うこと、井泉小学校は150周年記念式典を行っておらず、それが一緒になるという事情がある。 三田ケ谷小学校、村君小学校は150周年記念式典を昨年開催したため、3校で同じようにすることはなかなか難しいのではないかと思います。
	委員	式典に関しては、井泉中学校が閉校になった際に寄附をいただいていた。その中で、井泉中学校の跡地の記念碑等も支出していると思ったため、何らかの形で石碑等を残しても良いと思う。
	委員長	他に意見・質問を求めた。

5 閉会	委員長	<特になし> 次回の日程について事務局の説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	本日の決定事項の中で、校章デザインの投票が1票しか差がない等の場合、こういった対応をするか方針を決めた方が良いと提案をいただいた。 学校運営部会が6月26日に開催予定で、そこで事務局で調製した選定基準案を図り、その内容を再編成準備委員会に報告し、その後に子どもたちが投票するようにしたい。 その関係で次回は、7月3日水曜日に開催できれば、1回目の子どもたちの投票が1学期中に行えると考えている。
	委員長	次回は7月3日水曜日でよろしいか。 <「はい」の発言あり>
	委員長	次回の会議は、7月24日(水)午後6時30分から井泉公民館で開催する。 本日の議事はすべて終了した。
	副委員長	<高野副委員長あいさつ> 第9回井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会を開会とした。
【配布資料】 資料1 第9回井泉小・三田ヶ谷小・村君小再編成準備委員会 資料2 資料2_再編成だより第5号 各専門部会の配布資料一式		